

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（58）

2012年 3月19日

松山地方裁判所 御中

裁判長による〈釈明処分〉の行使を再度、求める

原告らは、前回の第4回口頭弁論以前の段階において、裁判所（加島滋人裁判長ら）に対し、「行政事件訴訟法23条の2」および「民事訴訟法149条」に基づく以下の内容の「釈明処分の行使」を求めた。

- 一、 裁判所（加島滋人裁判長ら）は、被告らに対し、原告らが「準備書面（43）」において求めた「求釈明」への回答および「採択資料を用いたとする被告の立証（つまり、原告の立証に対する反証）」をするよう促し、求めよ。

原告らが「準備書面（43）」において求めた「求釈明」とは以下のものである。

〈被告らへの求釈明および要求事項〉

- 一 本件採択会議での「採択関係資料」の扱いにおいて、被告が主張する事実は、「準備書面（1）」で述べていることか？ それとも、「準備書面（2）」で述べていることか？
- 二 もし、「準備書面（1）」で述べているところの、各種資料等を「用いた」ということの方が「被告の主張する事実」であるなら、あるいは、日本語として全く成り立たないことではあるが、被告が「準備

書面（3）」で答えた、「準備書面」（1）（2）ともに同じことを述べている」という表現の意味するところを、「準備書面（1）」の「用いた」という意味において使おうとしているならば、被告らは、原告らが、「準備書面（17）」において、全く「用いていない」ことを立証し、以下のような結論を述べたことに対し、「意味不明のあいまいな主張」ではなく、事実および事実関係を示すことによって、正面から、反証せよ。

三 結語

「一」から明らかなように、教育委員らは、当該「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ることをせず、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べ」ず、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的に」、採択教科書を「決定した」のである。

したがって、「二」で明らかにしたように、教育委員らの当該採択行為は、明白に「文科省初等中等教育局長通知」に反しているのである。

以上から、「教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったもので」はないことは、あまりにも明白である。（16 ページ）

ところで、最高裁のホームページには、以下の記載がある。

裁判長は、当事者の主張や立証に矛盾や不明確な点があれば、質問をしたり、次回期日にその点を明らかにするよう準備することを命ずることができます。この権限は釈明権と呼ばれます。

上記から明らかなように、原告らが「準備書面（43）」で被告らに行なった「求釈明」は、まさに、このホームページに言う「当事者の主張や立証」の「矛盾や不明確な点」についての「質問」である。

したがって、本来ならば、加島裁判長自身が、上記「釈明権」に基づいて「求釈明」を行なわなければならない性格のものである。

しかし加島裁判長は、原告による上記「準備書面（43）」の陳述中に、突如、当該「口頭弁論」を打ち切って陳述をさせなかったばかりでなく、被告らに対する上記「釈明権」も全く行使せぬまま、法廷を退出したのである。

第3回目までの口頭弁論においては、毎回、原告・被告双方に対して、反論書面の内容やその提出期限を相談し、言い渡していたことから判断すると、前回そのような行為を全く行なわないまま弁論を打ち切ったことは、「当事者の主張や立証」の「矛盾や不明確な点」に対して加島裁判長が「釈明権」を行使しない意思を示したと見なさざるを得ない。

しかしながら、これまで何度も述べてきているように、「準備書面（43）」等で原告らが行なっている「求釈明」は、本件採択が違法かどうかということについてのまさに核心となる、被告の「主張と立証」の「矛盾や不明確な点」に関してのものなのであり、このことを明確にしないかぎり、加島裁判長自身が判決を書き得ない、そういう性格のものなのである。

(本件採択が本件公金支出の直接の原因であることは、すでに提出している証拠(「証拠甲 47号証」)・主張から、なんびとも否定することができない形で立証されているものであるから、本件採択の違法性の有無を判断しない「判決」はあり得ない。)

そして、これまた、極めて当然のことであるが、「裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したとき」に結審し「終局判決をする」(民事訴訟法・第 243 条)ものであるから、上記・被告の主張・立証の「矛盾や不明確な点」が明らかにされていない現状で、もし、加島裁判長らが「終局判決」を行なったならば、それは、明白に、民事訴訟法に違反するものである。

以上の理由により、加島裁判長らが、冒頭に掲げた内容についての釈明権を行使することを、再度、強く求めるものである。

以上